意思決定支援の流れ

◎本人の意思決定支援のための基盤づくり（選任後1か月を目途として）
・本人との面談（本人との信頼関係構築、本人の状況把握等）
・親族その他支援者とのミーティング（支援・連携体制の構築等）
★本人面談及びミーティングの結果等を後見等事務報告書に記載して家庭裁判所に提出しましょう。

個別課題なし

・意思決定支援が必要な個別課題が発生した場合
（例）居所に関する決定，自宅売却，特定の親族に対する贈与等

◎ガイドラインの考え方に則って本人への意思決定支援を行ってください

◎本人支援を交えたミーティングを開催してください。［別紙1］
【原則】　本人に意思決定能力ありと推定する
【プロセス】　・本人の意思形成支援
・本人の意思表明支援

本人の意思表明あり

本人の意思確認困難

本人真意確認

本人真意疑問

意思推定アプローチ

意思推定有

意思推定無

◎本人の意思内容が，本人又は第三者の生命，身体，その他重大な権利を侵害するものである場合
◎本人が経済的な事情等により客観的に著しく実現困難な選択肢を希望し続ける場合

本人の意思推定に基づく代行決定　［別紙2の①］

意思実現支援

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定［別紙2の②］

◎意思決定支援の振り返り
本人の意思が実現されているか振り返るとともに，定期的にミーティングを行うなどして意思決定支援のために基盤づくりを継続して行ってください。
★意思決定支援を行った場合は［別紙1］，代行決定を行った場合は［別紙1］及び［別紙2］に記載して家庭裁判所に随時あるいは定期報告時に提出しましょう。